

特定非営利活動法人 Rights
英国スタディツアー報告書

2012 年 3 月

◆◇目 次◇◆

第 I 章 サマリー	1
1. 調査の目的	1
2. 調査結果のまとめと日本への示唆	1
第 II 章 調査の概要	4
1. 調査目的	4
2. 調査期間・参加者・調査協力者・訪問先	4
第 III 章 日本の現状と EU の若者政策 — 調査の背景 —	6
1. 日本の若者を取り巻く社会的状況	6
2. NPO 法人 Rights の取り組みと進展	11
3. EU における若者政策の進展	14
第 IV 章 英国の概要とシティズンシップ教育・ユースワーク	18
1. 英国の概要	18
2. 英国におけるシティズンシップ教育の概要と現状	28
3. 英国のユースワーク・ユースサービスの概要	44
第 V 章 調査報告：英国のシティズンシップ教育	49
1. DAVID KERR 氏	49
2. シティズンシップ財団	54
3. CLAREMONT HIGH SCHOOL	68
第 VI 章 調査報告：英国のユースワーク・ユースセンター	73
1. NEW HORIZON YOUTH CENTRE	73
2. THE HARROW CLUB	81
3. NATIONAL YOUTH AGENCY	88
第 VII 章 調査報告：英国の民間団体・政党による参画への取り組み	103
1. UKYP (UK YOUTH PARLIAMENT)	103
2. NATIONAL UNION OF STUDENTS	113
3. CONSERVATIVE FUTURE	120
4. USERVOICE	125
第 VIII 章 英国スタディツアーのまとめと考察 — 日本に対する示唆 —	133

1. 日本と同種の課題を抱えつつも問題解決に取り組む英国.....	133
2. 民間による政策形成と自主的な取り組み	134
3. 成果の積み重ねの重要性	135
補論.....	136
1. 事前学習会記録.....	136
2. 報告会概要	161
参考文献.....	164

第1章 サマリー

小林 庸平

1. 調査の目的

拡大する世代間格差、若者高い失業率、財政赤字の拡大、若年投票率の低迷など、日本では若者の社会参加・政治参加の重要性が増している。英国は同様の問題を抱えつつも、シティズンシップ教育の導入やユースワークによる若者の自律・自立の促進など、課題解決に取り組んできている。

日本において若者参画を進めるうえでの示唆を得ることを目的として、英国スタディツアーを行い、シティズンシップ教育やユースワークを中心に、英国の若者参画の状況を調査研究した。

2. 調査結果のまとめと日本への示唆

(1) 日本と同種の課題を抱えつつも問題解決に取り組む英国

若者の政治的無関心や高い若年失業率、高まる財政制約など、英国の抱える問題は日本と似通っている。しかし、英国はすでに2002年の段階でシティズンシップ教育をナショナル・カリキュラムに取り入れ、学校内外のリソースを活用しながら若者の政治的・社会的関心を高める努力を行っている。シティズンシップ教育では、人権などの観念的なテーマに関するディスカッションを行うだけでなく、実際に地域におけるプロジェクトを実施し様々なディスカッションをしていくことで体感的にも民主主義の理解を促進している。そういったプログラムを実施する上で、学校だけでなく地域コミュニティや、シティズンシップ財団・UKYP（イギリス若者国会）等の民間団体と共同し、コンテンツの拡充に努めている。同時に、CELS（シティズンシップ教育に関する継続調査プロジェクト）によってシティズンシップ教育の効果が定量的かつ継続的に調査されており、シティズンシップ教育がこういったケースで効果を発揮しえるのか、シティズンシップ教育が解決すべき課題が何なのか、「証拠に基づいた政策形成」（Evidence-Based Policy Making）に取り組もうとしている。

ユースワークも、学校外において若者へ体験活動を通じたノンフォーマル教育の機会として位置づけられている。

また若者参画の重要性が認知されてきており、ヒア・バイ・ライト（若者の参画を評価し促進するためのツール）は若者の参画を言語化することで、さまざまな場面において若者の参画を促進する具体的なツールとして役立っている。英国の選挙権年齢は18歳である

が、若者の一部にはそれを16歳に引き下げようという動きも生まれてきている。

日本でも、2010年7月に子ども・若者ビジョンの策定が策定され、「子ども・若者の社会形成・社会参加支援」が明記された。また子ども・若者ビジョンの進捗状況を点検するための「子ども・若者育成支援推進点検・評価会議」がつくられ、若い世代もメンバーに加わる形で議論が始まっている。また明るい選挙推進事業の常時啓発事業のあり方も再検討され、「社会参加」と「政治的リテラシー」をキーワードにした見直しが行なわれる方向であり、子ども・若者の参画の重要性が徐々に認知されてきていることは評価できる。しかし例えば、2007年5月に成立した「日本国憲法の改正手続に関する法律」（国民投票法）の中で、2010年5月までに成人・選挙権年齢の引き下げのために必要な法制上の措置を講じることが盛り込まれたにもかかわらず、未だ実現していない。英国の経験に照らせば、子ども・若者政策が効果を生むには一定の期間が必要であり、そのためにはより迅速な対応が必要となる。

(2) 民間による政策形成と自主的な取り組み

英国における民間の取り組みの重要性を指摘することができる。

第一が政策形成に対する民間の貢献である。シティズンシップ教育を導入する際、シティズンシップ財団をはじめとした民間の組織が大きな役割を果たした。日本では、民間主導で政策形成を行うケースが少ない。英国では、政府と非営利セクターの合意によって、非営利セクターが政府から資金提供を受けていたとしても、政府を批判する権限を有していることが認識されており、「Compact」という政府と非営利セクターの合意でもそれが確認されている。

その他にも、UKYP、NUS（全国学生連盟）、UserVoice（犯罪者自身が再犯の防止に取り組む団体）など、独自に政策形成に関与している。

第二が民間独自の取り組みである。近年の財政制約によって、政府から非営利セクターやシティズンシップ教育への資金供給が細ってきている。非営利セクターは非常に厳しい状況に置かれながらも、独自の取り組みによって活動水準を維持しようとしている。例えば、NYA（National Youth Agency）は民間企業と連携することによって、ジェネリックアプローチに基づくユースワークに独自に取り組んでいる。

日本では、非営利団体が政府や行政の下請けになってしまうケースもあり、行政を監視する主体になりきれていないことが指摘されている。現場のニーズを把握している非営利団体が、政策形成にかかわっていくための制度的な支えを検討する必要があり、行政に依存しない形でサービス供給も確立していくことが求められる。

(3) 成果の積み重ねの重要性

英国の取り組みからは、成果の積み重ねの重要性も示唆される。とりわけシティズンシップ教育で顕著だが、シティズンシップ教育を推し進めたのが左派政党であったため、政権交代による揺り戻しが起こっている面は否めない。

本来、有効な政策は党派を問わず長期的に推し進めるべきであり、日本においてこれら政策を推進するためには、党派を超えた合意形成によって長期的な実施を担保すべきだと考えられる。

第 II 章 調査の概要

1. 調査目的

英国は 2001 年にシティズンシップ教育を義務教育課程に導入するなど、子ども・若者の参画政策を進める国であると同時に、人口・経済の大きな国であるため、日本に類似した大きな課題を抱えている。

今回のスタディツアーでは、英国の現状・事例を視察し、日本の若者政策・若者参画政策への示唆を得る。

2. 調査期間・参加者・調査協力者・訪問先

(1) 期間

2011 年 9 月 18 日（日）～9 月 25 日（日）

(2) 参加者（カッコ内は報告書における執筆担当箇所）

- 両角 達平 NPO 法人 Rights 理事／若者エンパワメント委員会（団長）
（第IV章第3節、第VI章、第VII章第1・2・4節 担当）
- 小林 庸平 NPO 法人 Rights 副代表理事（事務局長）
（全体取りまとめ、第I章、第III章第1・3節、第IV章第2節、第V章、
第VII章第3節、第VIII章 担当）
- 宮本 みち子 放送大学教養学部教授
- 林 寛平 日本学術振興会特別研究員
- 加藤 義直 NPO 法人 Rights 理事（第IV章第1節 担当）
- 品川 聡美 慶應義塾大学総合政策学部3年生
- 杉浦 真理 立命館宇治中学校・高等学校教諭
- 富士田 有蘭 静岡県立大学経営情報学部1年生／若者エンパワメント委員会
- 若林 雄太 静岡県立大学国際関係学部4年生／若者エンパワメント委員会

(3) 調査協力者（カッコ内は報告書における執筆担当箇所）

菅 源太郎 特定非営利活動法人 Rights 代表理事（第Ⅲ章第2節 担当）
 津富 宏 静岡県立大学国際関係学部教授
 小林 隼 トムソン・ロイター・マーケット株式会社
 蓮見 二郎 九州大学法学部准教授
 平塚 眞樹 法政大学社会学部教授

(4) 訪問先

日時		訪問先	担当者（敬称略）
9月19日 （月）	13：30 ～15:00	New Horizon Youth Centre	Patricia Byczek （Human Resource Manager） Steven Templeman （Lifeskills Worker）
9月20日 （火）	11：00 ～13：00	National Youth Agency	Jon Boagey（Director of Operations） Harry Wade（National Expert in Young People's Participation）
9月21日 （水）	9：00～ 11：00	Claremont High School	Josephine Brady（Headteacher's P.A.）他
	15：00 ～16：00	UK Youth Parliament	Brendan McGowan（Regional Coordinator）
	17：00 ～18：00	Citizenship Foundation	Andy Thornton（Chief Executive Officer）
9月22日 （木）	9：30～ 11：00	David Kerr（Director of Educational Programmes at Citizenship Foundation, Research Associate at National Foundation for Educational Research）	
	14：30 ～16：30	Harrow Club	Michael Defoe （Youth And Community Manager）
9月23日 （金）	9：30～ 11：00	National Union of Student	Helen Sawyer（Project Officer）
	13：30 ～14：30	Conservative Future	Ben Howlett（National Chairman）
	15：30 ～17：00	UserVoice	Mark Johnson（Founder）他

第 III 章 日本の現状と EU の若者政策 — 調査の背景 —

1. 日本の若者を取り巻く社会的状況¹

小林 庸平

(1) 拡大する世代間の格差

はじめに、日本における世代間格差の現状を概観する。世代間格差の問題は非常に多岐にわたるが、ここでは特に重要な3つの世代間格差を紹介したい。

第一が財政赤字の問題である。2008年の日本の公的債務残高の対GDP比は約180%に達しており、先進諸国では突出して高い水準にある（図表 III-1）。先進諸国でかつて最も財政状況の悪かったイタリアでさえ、ピーク時の公的債務残高の対GDP比は約130%であり、現在の日本の財政赤字は世界的に見ても未曾有の状況にある。累積した財政赤字は将来の税収で返済しなければならないため、将来世代の負担となる。

第二が社会保障の問題である。日本の年金制度は、「修正積立方式」という賦課方式に近い制度で運営されているため、人口の高齢化は現役世代の負担の拡大を生む。例えば厚生年金の年金給付倍率（＝年金給付額／年金負担額）を高年齢世代と若年世代で比較すると、高年齢世代は若年世代の約3倍の給付を受け取れる（厚生労働省『平成21年財政検証』）。年金の世代間格差は若年世代の年金不信につながり、国民年金未納の一因になっている。また、医療についても、給付の多くは高齢者が受け取り、負担の多くは現役世代が支払っているため、高齢化によって現役世代の負担が拡大していく。鈴木亘学習院大学教授の分析によると、1940年生まれ世代の年金・医療・介護からの純受益（＝受益－負担）は4,850万円になるのに対して、2005年生まれの純受益は-3,480万円となっており、純受益の格差は8,000万円を超えている（図表 III-2）。

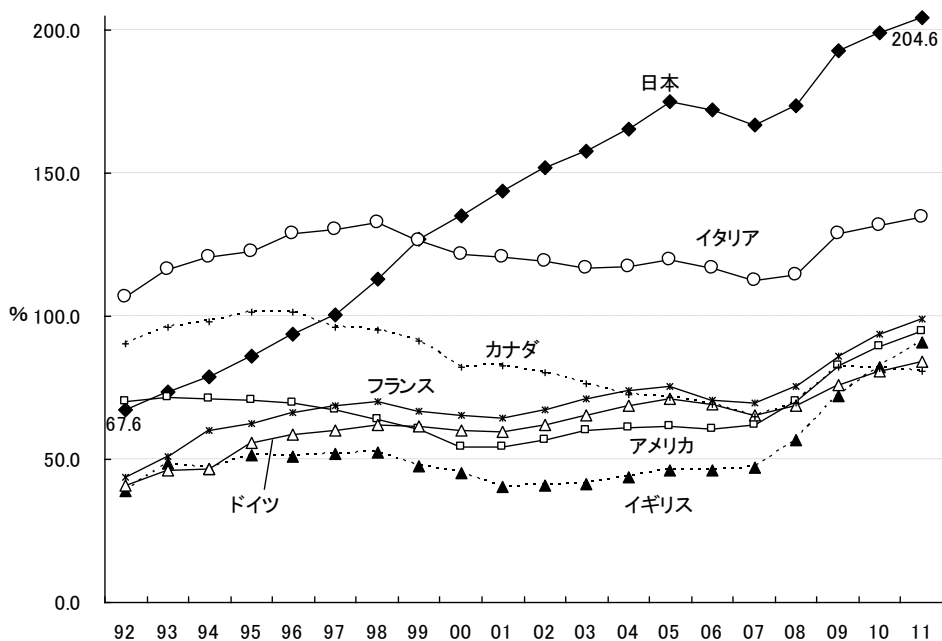
第三に雇用の問題がある。バブル崩壊後の経済低迷によって、若年世代の就業率（＝就業者数／人口）は低下し（図表 III-3）、非正規雇用も増加してきた。就業率の低下や非正規雇用の増加傾向は中高年世代でも観察されるが、若年世代への影響はより深刻である。日本の労働市場は新卒採用が中心という特徴を有しており、経済の低迷は企業の新卒採用抑制につながった。若年世代が雇用の調整弁になってきたといえる。若年期は人的資本を蓄積する重要な時期であるため、若年期の雇用問題が生涯に渡ってマイナスの影響を及ぼすことが危惧される。また、周（2008）は不本意な非正規雇用が増えていることを示しており、永瀬（2002）や酒井・樋口（2005）は若年層の非正規雇用が結婚・出産に悪影響を

¹ 本節は小林（2010b）に多くを負っている。

及ぼしていること示している。

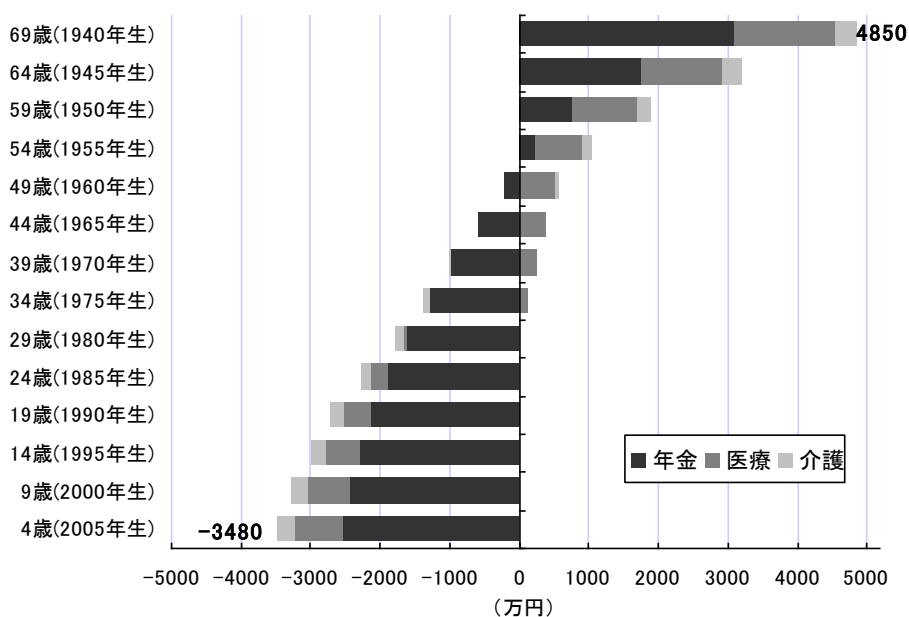
このように人口構造が大きく変化する現在、世代間の格差が拡大している。若年世代・将来世代への負担の先送りは、将来の日本の活力を削ぐ懸念がある。

図表 III-1 政府債務残高の対 GDP 比



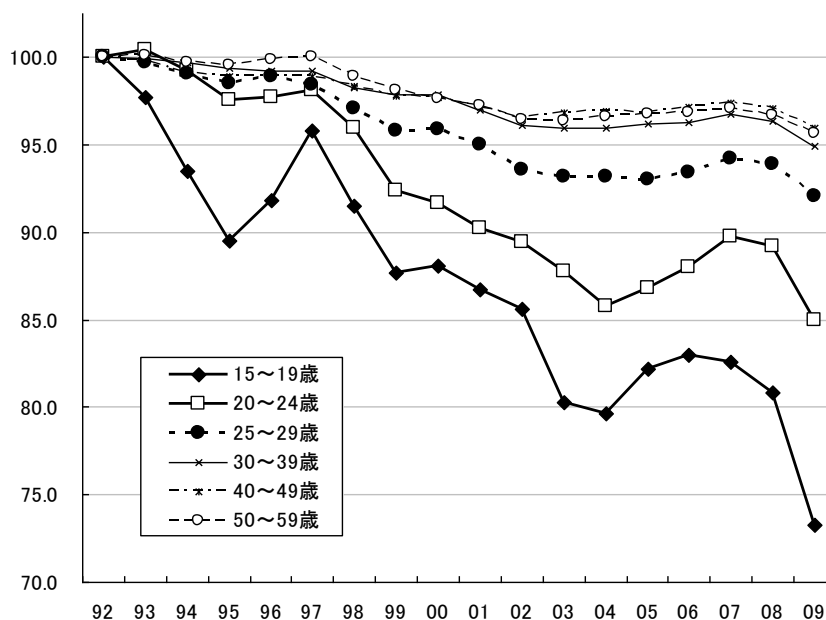
(出所) OECD Economic Outlook 87 (2010年5月)

図表 III-2 年齢別の社会保障の受益と負担



(出所) 鈴木亘 (2009) 『だまされないための年金・医療・介護入門』 東洋経済新報社

図表 III-3 年齢階層別就業率の推移 (1992年=100)



(出所) 総務省「労働力調査」

(2) 進展するシルバーデモクラシー

ここまで見てきたように世代間格差が拡大することに加えて、人口に占める高齢者の割合が高まっており、政治的な意思決定において、高齢者の影響力が非常に大きくなってきている。これは「高齢者民主主義 (シルバーデモクラシー)」と呼ばれる問題である。

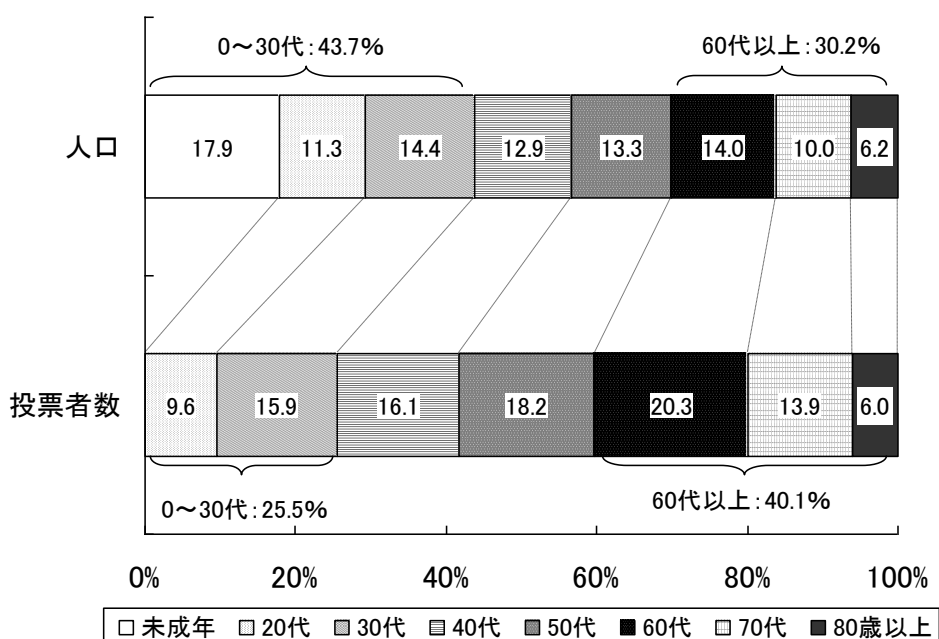
図表 III-4 は 2009 年の衆議院総選挙における世代別の人口構成比と投票者割合を並べたものである。0~30 歳代の若年世代は人口の 43.7% を占めている一方で、60 代以上の高齢世代は 30.2% であり、高齢社会といえども若年世代は未だに人口構成の大きな部分を占めていることがわかる。しかし投票者数の割合で見ると若年世代 25.5%、高齢世代 40.1% とほぼ逆転してしまう。高齢者民主主義は若年世代の政治的影響力の低下につながり、世代間格差の拡大に拍車をかけ、ひいては持続可能な社会の実現を脅かす恐れがある。

実際、シルバーデモクラシーに関するこうした懸念は現実のものとなってきている。例えば、高齢化と教育費の関係を分析した大竹文雄大阪大学教授らの研究では、高齢化によって地域の子ども一人当たり教育費が引き下げられていることが確認されている (大竹・佐野 (2009))。筆者らの研究でも、地域における高齢化の進展は児童一人当たりの就学援

助額や就学援助受給率（＝就学援助受給者／公立小中学生数）を減少させることが確認されている（小林・林（2011））²。また、畑農（2004）の実証分析では1990年代以降に世代間断絶が強まり、現役世代が将来世代の負担を考慮しなくなりつつあることが示されている。

このように、かつては高齢者が将来世代を意識した経済行動を行ってきたが、近年はそれが徐々に弱まってきたと言うことができる。これは、高齢世代が若年世代に不利益をもたらそうとしていると解釈するよりも、政治家や行政官が、今まで以上に高齢者に配慮した政策運営を行なわざるを得なくなっているためだと考えられる。シルバーデモクラシーの進展は、少しずつ経済・社会に影響を及ぼし始めていると考えられるが、高齢者民主主義はこれからがまさに本番である。筆者の推計によると、投票者数に占める若年世代の割合は2055年にはわずか15.9%にまで低下し、高齢世代の割合は54.7%まで上昇していく（図表 III-5）。世代間格差と高齢者民主主義は、日本が直面している大きな課題であると言える。

図表 III-4 年齢階層別人口割合・投票者数割合（2009年）

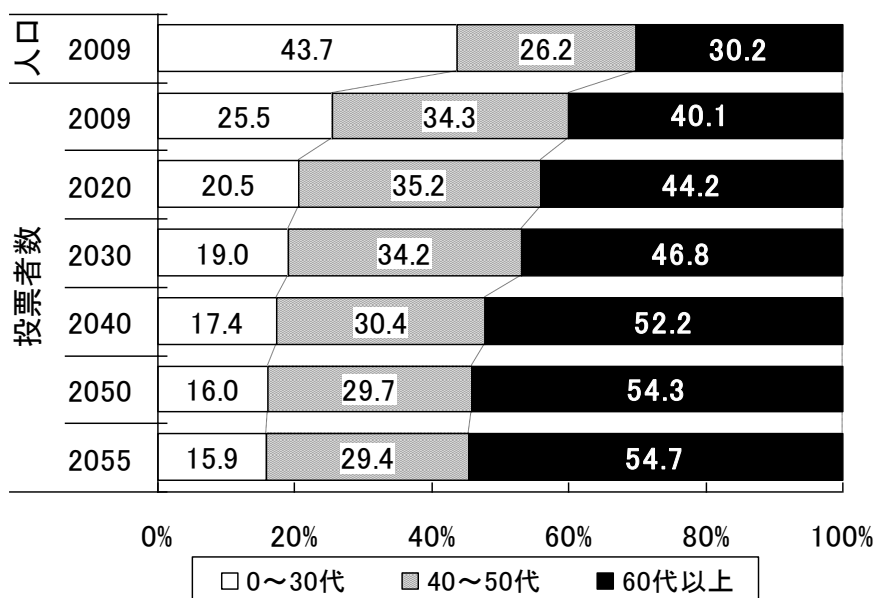


（出所）小林（2010b）、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成18年12月推計）」と総務省「第45回（2009年）衆議院議員総選挙年齢別投票者数調」より作成

（注）四捨五入をしているため、必ずしも合計値が一致していない。

² 就学援助制度の概要とその一般財源化の影響については、鳶（2009）、湯田（2009）、小林（2010a）等を参照。

図表 III-5 年齢階層別投票者数割合の将来予測



(出所) 小林 (2010b)、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口 (平成 18 年 12 月推計)」と総務省「第 45 回 (2009 年) 衆議院議員総選挙年齢別投票者数調」より、将来の年齢別・性別投票率が一定であると仮定して推計

2. NPO 法人 Rights の取り組みと進展

菅 源太郎

(1) 沿革

Rights は、「未来を長く生きる若者は未来の決定により大きな責任を」との思いから、選挙権・被選挙権年齢の引き下げと政治教育の充実を通じた若者の政治参加をめざして、2000年に10代・20代で結成した。

2000～2002年は選挙権年齢の引き下げを中心に活動した。衆院選立候補者アンケート(00年)を手始めに、国会議員と市民による国会議員シンポジウム(00年)と国会集会(02年)、超党派の国会議員懇談会の結成(02年)、構造改革特区提案(03・05年)など国会・内閣への働きかけ(ロビー活動)と全国キャラバン(01年)、未成年住民投票を行った秋田県岩城町や長野県平谷村の訪問(02・03年)、ブックレット『16歳選挙権の実現を！～選挙権年齢の引き下げを考える～』(現代人文社刊)刊行(02年)など世論への呼びかけをつづけた。

2002～2006年は政治教育の充実を中心に活動した。海外の先進事例に学ぶためスウェーデン・ドイツ・オーストラリアから若者を迎えた国際フォーラム(02年)、未成年者が政治を体感する議員インターンシップ(02年)、永田町ツアー(05・06年)などを実施した。とくに選挙権のない未成年者を対象にした模擬選挙を多くの国政・地方選挙で中学校・高校の教諭やNPOと連携して呼びかけ(02～06年)、延べ7,000名を超える未来の有権者が参加した(この事業は06年に模擬選挙推進ネットワークとして独立)。

2006年には選挙権年齢の引き下げを再び中心課題と位置づけ、国会で議論していた国民投票法案について衆議院公聴会でメンバーが意見陳述(07年)した。その後は、国民投票法に盛り込まれた18歳選挙権にむけた法改正を実現するよう超党派の国会議員や内閣官房・総務省・法務省と意見交換を重ねている。

さらに『18歳が政治を変える！ーユース・デモクラシーとポリティカル・リテラシーの構築』(現代人文社刊)の刊行(08年)を契機に、シティズンシップ教育(政治教育)および世代間格差と子ども・若者政策について知見を広め、スウェーデン(10年)と英国(11年)のスタディツアー実施につながった。

【福山官房副長官要望】

【『18歳が政治を変える！』】



(2) 取り組み

Rights は近年、18歳選挙権の早期実現と子ども・若者政策とシティズンシップ教育の充実を二本柱に活動し、前述した情勢に影響を与えている。

18歳選挙権では、与野党の国会議員にひきつづき働きかけるとともに、国民投票法の施行を受けて2010年に福山哲郎官房副長官と面談し、内閣官房「年齢条項の見直しに関する検討委員会」の改組および工程表の策定などを要望した。

子ども・若者政策とシティズンシップ教育では、スウェーデンと英国のスタディツアーによる成果をもとに、日本で子ども・若者の社会参画を実現していくため、国による各分野の若者政策・若者参画政策をフォローアップ・レビューする体制の確立、行政にNPOなどで活動する若者や当事者である若者が活躍する仕組みの構築、国や自治体の審議会に一定の子ども・若者枠（クォータ制）を設ける必要性を訴え、岡崎トミ子・蓮舫両大臣をはじめ、内閣府審議官・参事官（青少年育成）や与野党国会議員との対話を重ねてきた。

こうした活動が実を結び、大学生の両角達平理事が子ども・若者育成支援推進点検・評価会議の構成員に就任した。ようやく日本でも子ども・若者政策を推進する枠組みづくりと当事者参画が始まったが、具体的な施策はこれからの取り組みにかかっている。

今後は従来の活動に加え、地域・学校における子ども・若者参画の多様な仕組み構築するため、生徒会活性化にむけた活動展開を予定している。

(3) 進展

Rights が求めてきた選挙権年齢の引き下げは、2007年に18歳投票権を規定した国民投票法（日本国憲法の改正手続に関する法律）が成立し、その実現にむけて大きく前進した

が、選挙権や成年の年齢引き下げなど「必要な法制上の措置を講ずる」ことなく 2010 年に施行され、法違反状態がつづいている。

その一方、18 歳成人の是非を諮問された法制審議会は、2009 年に「民法が定める成年年齢を 18 歳に引き下げるのが適当」と答申した。さらに「選挙年齢と民法の成年年齢とは必ずしも一致する必要がない」としながら、「18 歳以上の者を、政治面のみならず、経済活動の場面においても、一人前の「大人」として処遇することは、若年者が将来の国づくりの中心であるという国としての強い決意を示すことにつながり、若年者及び社会にとって大きな活力をもたらすことが期待される」と意義を述べ、法教育・消費者教育・金融経済教育の充実、若年者の自立支援策（「シティズンシップ教育の導入、充実」や「社会参画プログラムの提供」）の充実などを求めた。これにつづくように、内閣府と総務省で参画をめぐる議論がすすんでいる。

内閣府は、子ども・若者育成支援推進法にもとづき 2010 年に決定した子ども・若者ビジョンで子ども・若者の社会形成・社会参加支援を盛り込み、「社会の一員として自立し、権利と義務の行使により、社会に積極的に関わろうとする態度等を身に付けるため、社会形成・社会参加に関する教育（シティズンシップ教育）を推進」し、「政策形成過程への参画促進のため、各種審議会や懇談会等における委員の公募制の活用、インターネット等を活用した意見の公募等により、子ども・若者の意見表明機会の確保を図」とした。そして、ビジョン実施の推進と施策実施状況を点検・評価する、子ども・若者育成支援推進点検・評価会議が 2011 年に設置され、子ども・若者の意見聴取等について政策立案上の位置付けを明確化する第 2 部会で、2012 年度末まで子ども・若者の政策決定過程への参加の意義及び必要性と子ども・若者の具体的な政策決定過程への参加方法について議論している。

総務省が設置した常時啓発事業のあり方等研究会は 2012 年に最終報告書を発表した。そこでは「18 歳選挙権が現実のものになろうとしていることや、未成年者も参加する住民投票条例を制定している地方公共団体があることを踏まえると、将来を担う子どもたちに対し、主権者としての自覚を促し、必要な知識と判断力、行動力の習熟を進める政治教育を充実させることは、早急に取り組むべき課題である」として、新しい主権者像のキーワードに「社会参加」と「政治的リテラシー（政治的判断能力）」を掲げ、シティズンシップ教育の一翼を担う新たなステージ「主権者教育」を提唱。国として取り組むべき具体的な方策として「未成年模擬選挙の普及」「子ども議会の普及・促進」「次期学習指導要領に政治教育を盛り込むための課題の整理」などを例示。総務省、文部科学省、内閣府など関係各省が問題認識を共有し、連携して取り組むよう求めている。

そして、衆参両院の憲法審査会が 2011 年に始動し、内閣官房「年齢条項の見直しに関する検討委員会」が 2012 年に 18 歳成人・選挙権の検討を再開することになった。

3. EUにおける若者政策の進展

小林 庸平

(1) 若者政策の背景と流れ³

EUの若者政策は、1970年代まで「青少年の健全育成」や「青少年のスポーツ・文化・レジャーの保障」と同義語であり、雇用政策や若者の参画政策は対象外とされてきた。しかし、1980年代になると若者のエンプロイビリティ（雇用される能力）を強調しつつ、シティズンシップの実現をめざすことが若者政策の主眼に位置づけられるようになってきた。そのなかでは「雇用」「教育訓練」「家族形成」「住宅」「社会保障」などが論点となってきた。

こういった流れを形作ることになった契機が、1985年の国連の世界青年年である。国連は世界青年年において若者のシティズンシップの重要性を掲げ、1989年には子どもの権利条約が国連で採択された。日本でも子どもの権利条約は批准されたものの、「子どもの権利を尊重すべきだ」という理想論が中心になってしまい、若者政策や若者参画政策、シティズンシップを具体的にどう実現していくかという点が抜け落ちていた。

しかしヨーロッパでは、若者政策や若者参画政策に関する具体的な動きが進んできた。その背景には若者を取り巻く状況の変化がある。工業化時代においては、農業・工業・建設業といった仕事が若者の自立に役割を果たしてきた。しかしポスト工業化時代に突入すると共に、農業・工業・建設業といった仕事の経済的な役割が低下し、高学歴化の進行や若年労働市場の流動化、若者の消費市場の拡大などとあいまって、青年期から成人期へ移行する標準的なプロセスが衰退してきた。それによって、社会に適応できた若者とできない若者の格差が拡大し、適応できなかった若者は社会的排除の状況に置かれるようになった。

(2) 若者に関する白書

こういった背景を受けて、2001年にEUが「若者に関する白書」⁴を発表した。この白書は、若者を取り巻く社会・経済状況の変化を踏まえて、今後の若者政策・若者参画政策に関する3つのキーメッセージを提示している。

①若者に対する積極的なシティズンシップ

ひとつ目のキーメッセージが「若者に対する積極的なシティズンシップ（Active

³ 本節は宮本（2006）、小林（2010b）を参照している。

⁴ Commission of the European Communities（2001）

Citizenship)」である。白書は、地域レベル、国レベル、国際的なレベルといった様々なレベルにおいて、若者を社会的な意思決定過程の中に組み込んでいく必要があることを指摘している。その際、参画する主体としてのシティズンシップを育てるため、若者に対して幅広く平等に情報提供すべきことがうたわれている。

②経験分野の拡大と認識

ふたつ目が「経験分野の拡大と認識」である。若者は、学校におけるフォーマルな教育によって知識や経験を身につけていくが、白書では、友人関係や地域での活動といったノンフォーマル教育によっても知識や経験を養っていくことの重要性が指摘されている。とりわけ、若者の流動性（mobility）やボランティア活動促進の重要性が強調されている。高学歴化が進む中で、若者は社会経験の不足というディレンマを抱えているが、白書は地域活動やボランティア活動によって若者の経験分野を拡大させることが大切だという認識に立っている。

③若者の自律の促進

最後が「若者の自律（autonomy）の促進」である。若者にとって、自律はもともと本質的に必要とされることだが、自律できるか否かは若者が利用できる資源、とりわけ物的な資源に大きく依存している。そのため若者の所得の問題は自律の促進において非常に重要な要素となる。若者が自律していくにあたって、雇用政策や社会保護（social protection）政策も重要であるが、住宅政策や交通政策も大きな影響を与える。そのため、あらゆる分野の政策が若者の自律に影響を与えることを認識することの重要性が指摘されている。

(3) 若者政策の新たな枠組み

2009年11月には、「若者政策の新たな枠組み 2010-2018」⁵がEU理事会によって採択された。これは2010年以降のEUの若者政策を展望する枠組みであり、今までの若者政策を発展させる位置づけとなっている。

この枠組みの目的は2つ掲げられており、第一が教育・労働市場で全ての若者に対してより多くの平等な機会が与えられること、第二が若者の積極的シティズンシップ、社会的統合（social inclusion）、連帯（solidarity）を促進することである。この枠組みでは、若者政策の重点分野として8項目があげられている（図表 III-7）。

(4) EUの若者政策：まとめ

EUの若者政策の流れを概観したが、ここからいくつかのポイントを指摘することができる。

⁵ Council of the European Union (2009)

第一が分野横断性である。EU の若者政策は、青年期から成人期への移行をいかにスムーズに行なうかという点に主眼が置かれている。青年期から成人期への移行を進める政策は「移行期政策 (transition policy)」と言われるが、移行期政策の対象は雇用、教育・訓練、家族形成、住宅、社会保障、参画など非常に多岐にわたっている。そのため、EU の若者政策は分野横断的な実施が図られている。

第二が若者参画である。EU の若者政策では、青年期から成人期へのスムーズな移行だけでなく、「積極的なシティズンシップ」という言葉に示されている通り、若者が政治や社会的意思決定過程に参画することが重要視されている。これは日本ではほとんど考慮されていない視点である。

図表 III-6 EUにおける若者政策の流れ

年	内容
1985	国連世界青年年
1989	子どもの権利条約を国連が採択
1990年代後半	具体化に向って進む
2001	欧州委員会「若者に関する白書」
2005	欧州青少年協定
2009	若者政策の新たな枠組み 2010-2018

(出所) 宮本 (2006) 等を参考に作成

図表 III-7 若者政策の新たな枠組み 2010-2018 の重点分野

項目	具体例
教育・訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高等教育や職業訓練に対して平等なアクセスを若者に保障する ・ 早期退学への対処としてのユースワークやノンフォーマル教育の機会開発 ・ 生涯学習のサポート
雇用・起業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 労働市場への参加のサポート ・ ワークライフバランスの調和 ・ 需要のある仕事に就けるためのスキル投資の拡大 ・ EU 域内における労働移動の障害を減らす ・ 発展領域における起業の促進
健康・福祉	<ul style="list-style-type: none"> ・ 若者の健康と身体活動の促進
参画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会のあらゆる場面において若者の参画をサポートする ・ 国レベルの若者政策について、若者との対話や若者参画の仕組みを開発する
ボランティア活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ ボランティア活動をノンフォーマル学習の重要な一形態として位置づける ・ ユーロパス、ユースパス、各国の資金提供等によって、ボランティア活動を通じたスキルの取得を促進 ・ ヨーロッパにおけるボランティア活動の流動性確保 ・ 若いボランティアの保護とボランティア活動の質の改善
社会的統合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会的排除、若者の貧困、およびそれらの世代間連鎖を防ぐ ・ 社会的統合の手段としてユースワーク、ユースセンターの利用 ・ コミュニティのつながり・連帯を改善し、若者の社会的排除を減少させるためには、さまざまな問題が相互に結びついているため、分野横断的なアプローチを取る ・ 異分野での気づきと、若い人の能力開発
若者・世界	<ul style="list-style-type: none"> ・ 持続可能な開発や人権のようなグローバルな課題に関する若者の認識を向上させる ・ グローバルな課題について政策立案者と若者の意見交換の機会をつくる
創造性・文化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 若者の創造性の向上を支援 ・ 新しい技術に接する機会を広げる ・ 若者が文化と表現を経験する機会を増やす

(出所) 小林 (2010b)、元資料は Council of the European Union (2009)